

「市長と地域ふれあいトーク」を実施

1月16日、市長は「四倉ふれあい市民会議」の皆さんと懇談し、四倉漁港を活用した海業（※）への取り組みなどについて話し合いました。

また、同日、市長は「久之浜・大久地域づくり協議会」の皆さんと懇談し、震災の記憶の伝承や、震災前にあった近隣コミュニティの再構築を目的に、久之浜防災緑地で桜の木を植えた取り組みなどについて話し合いました。

※海業（うみぎょう）とは、水産、観光、飲食業など、海に関係する地域資源を生かす産業です。



▲久之浜・大久地区の防災緑地を視察している様子



▲「四倉ふれあい市民会議」の皆さんと市長



▲「久之浜・大久地域づくり協議会」の皆さんと市長

写真が語る「いわき」の歴史



消えた登録有形文化財

常磐湯本町三函さんくわんに残されていた旧「三函座」の建物は平成19（2007）年7月、国の「登録有形文化財」に登録されました。

この制度は「文化財保護法」に基づく保護指定に準ずるものとして位置づけられています。明治時代以降の建造物は高度経済成長以降の生活や価値観の変容や都市化に伴って取り壊される例が相次ぎ、保護を求められたことが背景にありました。

平成8（1996）年の法改正によって、近世末や近代以降の建造物を「ポスト文化財」として「登録」することによって将来の文化財となる道を開いたのです。

明治時代後期に芝居小屋（大正7年に映画館へ改築）として開場し、昭和58（1983）年10月の閉館に至るまで多くの映画ファンを集めた三函座も、そうした一つでした。芝居小屋の雰囲気を残し、外観は白色のまままぼこ形の屋根と切妻造りなど特徴を持っていました。

登録後は、地元有志が各種イ

ベントなどにより活性化策が進められてきました。

そんな折、東日本大震災で耐震性のない三函座は大きな損傷を負いました。補修維持が模索されましたが、個人所有であるうえに莫大な費用が想定されました。そのさなか、国は個人所有物の建物であっても解体費用を負担する支援制度を打ち出しました。

こうして、三函座は一般建物と同様のレベルで解体されました。文化庁が震災の影響を受けた文化的建物などに対し支援メニューを打ち出したのは、解体後のことでした。

平成27（2015）年4月、旧三函座の登録有形文化財登録は抹消されました。

（いわき地域学會 小宅幸一）



■写真 三函座の外観
【平成19年（2007）菅波晋氏撮影】